

# 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令の概要

令和4年9月  
農林水産省

## I 趣旨

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第53号。以下「改正法」という。）による改正後の農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第13条の都市計画法の特例の対象となる同法第5条第11項の農林漁業振興等施設の範囲を定める。

## II 政令案の概要

改正法による改正後の法第5条第11項の農林漁業振興等施設は、その敷地である土地の区域の周辺における農林漁業の振興に寄与するとともに、当該区域の周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして農林水産大臣及び国土交通大臣が定める農林水産物等（農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。）の販売施設とする。

## III 施行期日

令和4年10月1日（改正法の施行の日）